

令和7年第3回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第2号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
2. 報告第3号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
3. 報告第4号 専決処分の報告について（仁淀川町税条例の一部を改正する条例）
4. 報告第5号 専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
5. 報告第6号 専決処分の報告について（令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号））
6. 報告第7号 専決処分の報告について（令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第4号））
7. 報告第8号 専決処分の報告について（令和6年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第3号））
8. 報告第9号 専決処分の報告について（事務委託の廃止）
9. 報告第10号 令和6年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について
10. 議案第39号 仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第40号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第42号 仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第43号 令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）について
15. 議案第44号 仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更について
16. 発議第1号 国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書
17. 発議第2号 消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書

令和7年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月10日（火曜日）

10時00分開会

14時06分散会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	藤 崎 源 彦
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	野 村 安 夫	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	奥 田 誠
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	西 森 秀 成
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	福 原 和 美	教 育 次 長	吉 川 毅
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	井 上 健 一

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	田 村 沙 織
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号3番、藤原大君、4番、藤崎源彦君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本件については、6月3日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、精査、意見書等の受付状況、取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から11日までの2日間とし、1日目の本日は執行部諸般の報告、常任委員会及び調査特別委員会委員長報告、執行から議案の上程、提案理由の説明を受け、休憩の後、一般質問を行います。質問の進み具合で延会か散会かいたします。2日目は、一般質問が残れば残りの一般質問を行い、その後、付議事件の審議を行い、閉会といたします。

なお、町長、教育長、常任委員長等の報告に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は質問事項について3回まで、時間の上限は1人1時間といたします。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

今回は議会終了後、執行部の皆様との懇親会も予定をしておりますので、楽しみにしております。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日10日から11日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日10日から11日までの2日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきまして、委員長から報告がありましたが、お手元の議事日程のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。

本日は、令和7年第3回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、急激な人口減少の中、学校の存続が危惧されており、教育環境の再編が急務となっております。今議会におきましても、昨年の9月定例会において否決されました仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更議案を再度提出させていただいております。この計画により学校再編がすぐに行われるということはございませんし、議論、検討するための財源の裏づけだと捉えており、将来の仁淀川町を担う子供たちのために最善の方法を考えていきたいと思っております。

まず、町政懇談会についてご報告いたします。本町は平成17年の町村合併から20年の節目を迎え、また、前回の懇談会から3年を経過しましたことから、去る4月13日と20日の両日、町内5か所において、延べ68名のご参加を得て懇談をさせていただき、住民の皆様からは活発なご発言を頂きました。

中でも学校再編に係るご発言やご質問、ご要望を多く受けました。小中一貫校の早期実現を望まれるご発言、現状の体制維持を望まれるご発言、廃校後の活用についてや教育そのものについて、また、発達障害児教育に係るご発言やご質問、ご要望などを頂きました。さらには、高校への通学に係る発言なども頂きました。その場では教育長を中心にご回答をさせていただきましたが、今後も引き続き丁寧に説明を重ねてまいります。

そのほかにも、道路、水道、集会所、公園、集落活動センターといったハード面や、町機構改革、各事業の地区説明、地域活動交付金、有害鳥獣対策、一人暮らし高齢者対策な

どのソフト面においても幅広くご発言やご質問、ご要望を頂きました。

今回頂きました多くのご意見を真摯に受け止め、信頼される行政の推進につなげていきたいと考えております。同時に、町民の皆様と力を合わせ、知恵を出し合い、持続可能な住んでよかったと思えるまちづくりに全力を注ぎ、誠心誠意努めてまいる所存でございます。

次に、集落活動センターの取組につきましてご報告いたします。広報5月号でもお知らせしましたが、去る3月21日に集落活動センター「秋葉の里 別枝」の開所式が行われ、県下で68番目、町内では3番目の集落活動センターが立ち上がりました。

別枝地域は、地域内人口が60人前後と少なく、また、県下でも高齢化率の高い本町の中にあっても高齢化率85%以上と、特に高齢化の進んだ地域です。しかし、消滅しない集落を目指し、具体的な活動を実施しようと、令和5年度、6年度と県の小さな集落活性化事業を取り入れ準備し、本年より集落活動センターとして格上げし、事業の拡大を図ってこうとしています。

具体的には、グランピング事業を起爆剤にして地域の活性化を頑張っていきたいとしていますが、今まで取り組まれてきた地域内の茶園維持活動、加工物品の生産販売、地域内の伝統・文化観光を集約し、昨年作成しましたガイドブックをベースに、観光振興、芋生野地区に整備した「銀杏の家」を活用した交流人口の創出といった多くの取組も引き続き実施されます。

さらには、地域の方々のご協力を得て約2年間にわたって実施してまいりました見守りに係るスマートメーターの実証事業も本年9月末をもって終了予定です。その後も一定の方々が引き続きご使用していただけるものと考えております。

次に、町職員採用についてご報告をいたします。今回の職員採用につきましては、定年前の退職者や育休などの休職者の状況などを考慮して実施いたしました。1次試験は一般行政職員6名の応募があり、そのうち4月28日から5月18日までの間に受験された方は3名で、2名に1次試験の合格を通知し、6月8日に2次試験の個別面接を行い、1名に採用の内定通知を出しました。採用の時期につきましては、令和7年7月1日を予定しております。

最後に、今議会に提案しております15件の案件の内訳は、専決処分の報告8件と繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の一部改正議案4件、令和7年度補正予算の議案1件、過疎地域持続的発展計画の変更1件となっております。これらの議案等の提案理由につき

ましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。教育委員会関係の行政報告をいたします。

まず、学校の状況ですが、新学期がスタートしてはや2か月余りが経過し、年度初めの行事や修学旅行なども終わり、子供たちも新しい環境に慣れ、落ち着いて学校生活を送っております。

学校再編第1段階であります長者小学校が別府小学校への統合につきましては、大きな混乱もなく、子供たちも学校生活に慣れてきているようで、順調に日々を過ごしております。また、長者保育所もふたば保育所に統合しましたが、園児は最初は緊張している様子でしたが、今はなじんで楽しく遊んでいるようです。

修学旅行につきましては、小学校は5月28日から5月30日、2泊3日で広島・岡山・香川方面へ、また、今年は中学校も秋の京都の混雑によりタクシー研修が難しくなったことなどを考慮し、春に変更して、5月12日から14日、2泊3日で京阪神方面へ行ってきました。小中ともに各学校の親交を深めるなど、予定していた全日程を実施することができました。

さて、本年度の児童生徒数につきまして、5月1日現在で、昨年度と比較し、小学生は2人減の113人、中学生は9人減の72人で、合計11人減の185人となっております。

教職員の配置につきまして、小学校2校、中学校2校に合計53名の県費負担の事務職を含む教職員が配置されており、また、3名程度の学習支援員等会計年度任用職員を各学校に配置をさせていただいております。

次に、水泳授業につきまして報告をさせていただきます。本年4月末に県より小学校の水泳指導における安全管理指針が策定され、それに基づき、池川小学校から水深調整台12台、1レーン分でありますけども、要望があり、準備をしていたところ、さらに24台、2レーン分がないと安全面が確保できないとの連絡があり、急遽問い合わせたところ、日本全国、現在注文が殺到しているため、全てそろうのが7月末ということでした。そのため、池川小学校は安全面の確保ができないため、今シーズンの水泳授業を中止することを決定いたしました。水泳授業を楽しみにしていたお子さんも多かったかと思いますが、安全管理が確保できない以上、実施はできませんので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

一方、別府小学校においては、水深調整台の数も少ないですが、児童数が少ないこともあり、安全面が確保できるということで、実施をいたします。しかし、高学年は長い距離を泳ぐことになりますが、これについては難しいとのことで、今年度の合同水泳記録会は中止と決定しました。何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

中学校につきましては、例年どおり実施をいたします。

なお、池川町民プールの開放に向けて、残りの2レーン分の水深調整台についても追加で注文をいたしましたので、あとは監視員が確保できれば、プールの開放を実施したいと考えております。

次に、万博宇宙アサガオサミットについて、開催中の大阪万博において、長者小学校出身の別府小学校児童3名が見事に発表をしてきました。これは、宇宙を飛んだアサガオの種を各学校で咲かせ、リレーをしていくというもので、第1走者が小豆島の学校で、第2走者に長者小学校、令和3年ですけど、次に第3走者の山形県に引き継いでおります。ちなみに、第6走者、今年度の大阪市、八尾市まで各学校が招待をされております。万博のテーマに沿って、「宇宙への夢や期待、いのちをつなぐこと、宇宙と地球・地球と人・人と人のつながり」を広く世界に発信することを目的とした事業です。

長者小学校からは、統合後になりますが、当時関わった児童3名が参加し、5月18日日曜日に開催されました。3名の児童は正々堂々と見事に旧長者小学校、現別府小学校や仁淀川町を上手に紹介してくれていました。また、他の学校とも仲よくなり、本当に貴重な体験ができ、子供たちは大きく成長できたと思っておりますし、町にとっても誇らしい出来事であったと思います。

次に、中学校総合体育大会につきまして、6月7日、8日の土日に高吾地区大会が開催され、仁淀・池川合同バレーボールチーム、仁淀・池川・尾川合同ソフトボールチーム及び、卓球個人戦で仁淀中学校から2名が7月12日から開催される県体に出場することが決定しました。選手の皆さん、大変お疲れさまでした。また、県体でのご活躍を期待しております。

次に、6月4日開催の仁淀川町文化協会総会において、町政20周年の節目に、また、来年度高知で開催される国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭に向けて、おととしから池川・吾川の合同開催は実施しておりましたが、今回、町内仁淀・池川・吾川の3団体が一堂に会し、文化祭、芸能祭を行うことが決定しました。今まで単独でご尽力されてきたその熱意を引き継ぎ、すばらしい合同の文化祭、芸能祭ができますようご祈念申し上げます。

最後に、本定例会に提案させていただいております議案等の主なものについてご説明いたします。

まずは、繰越明許費繰越計算書の報告に、教育委員会からは、長者保育所・長者小学校記念誌作成のため小学校閉校記念行事実行委員会補助金348万4,000円の繰越し、別府小学校体育館空調設備設置事業2,400万円の全額繰越を上げさせていただいております。

次に、小1校、中1校の学校再編に伴う財源確保のために、過疎地域持続的発展計画の変更についての議案を上程させていただいております。

適切なご審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 それでは、ここで委員長報告を行います。

産業建設常任委員長の報告は、委員長の意向でお手元の書面の報告のみでございますので、ご確認ください。

続きまして、議会改革調査特別委員会からの報告です。委員長、藤原大君。

○藤原議会改革調査特別委員会委員長 議会改革調査特別委員会委員長の藤原です。4月14日に行いました第1回議会改革調査特別委員会の報告を行います。

来年の2月からの任期で本格的な活動と考えておりますが、方向性だけでも話をしたいと思い、委員会を開催しました。

まず、議員の成り手不足の解消はどうすればいいかや、町長選挙と議員の同時選挙、ペーパーレス化を目指したデジタル化、議会の質の向上などをテーマに話しました。同時選挙については、賛否ございますが、今後の経費のことも考えますと、検討の余地はあろうかと思えます。当議会の定例会の会期においても、他町村と比べ拘束時間が短く、採決前に深い議論ができてないとの意見もありました。その他、成り手不足の解消のための議員報酬の見直しや議員定数の見直し、どうすれば議員が全員デジタルに対応できるか、議長の任期を4年にすべきではないかという意見や、質問・質疑の向上など、委員が活発に意見を出してくれました。

委員の一致した意見としましては、議会全体的に見直さなければならない。議員全員で協力していかなければ実現しないという話になりました。

これで議会改革調査特別委員会の報告を終わります。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第4、報告第2号、専決処分の報告についてから、日程第18、議案第44号、仁淀川

町過疎地域持続的発展計画の変更についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第19、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第2号から議案第44号までを、竹本副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております議案についてご説明申し上げます。

なお、議案書の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお開きください。

報告第2号、物損事故に関する和解について説明いたします。

これは、令和6年12月31日に別枝地区の町道別枝線を走行中の車両が路面上の落石に乗り上げ、車両を損壊させた事故の損害賠償金13万1,655円を支払う和解に関するもので、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

次に、議案書2ページをお開きください。

報告第3号、物損事故に関する和解について説明いたします。

これは、令和6年12月22日に池川地区の宮崎の河原への進入路において、割れた舗装版を跳ね上げたことにより車両を損壊させた事故の損害賠償金2万5,000円を支払う和解に関するもので、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

続きまして、議案書3ページをお願いします。

報告第4号、仁淀川町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、地方税法の改正に伴い、特定親族特別控除の実施に係る変更など、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしておりますが、一部は附則に定める日からとなっております。

次に、議案書10ページをお開きください。

報告第5号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたしま

す。

これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げに係る変更など、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

続きまして、議案書12ページをお開きください。

報告第6号、令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

別添の令和6年度一般会計補正予算書（第8号）をご覧ください。

まず、13ページから36ページの歳入につきましてご説明いたします。

歳入は、町税や地方交付税等、一般財源の歳入額の確定に伴う補正のほか、各種事業の事業費確定等に伴う国・県支出金、繰入金、町債など特定財源の確定による補正でございます。

次に、37ページから51ページの歳出につきましてご説明いたします。

歳出につきましても、事業費の確定や財源調整による補正で、財源振替以外は全て減額補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は3億6,301万6,000円の減額補正で、補正後の合計は71億7,783万1,000円となっております。

続いて、同じ予算書の8ページに戻っていただいて、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

これは、道路メンテナンス事業、非課税世帯物価高騰支援給付金事業、社会資本整備総合交付金事業等の実績減などによるもので、補正合計は2億212万5,000円の減額で、補正後の合計は4億9,630万6,000円となります。

続いて、次のページの第3表地方債補正をご覧ください。

地方債は事業費の確定等による減額補正となっており、補正後の限度額は4億8,964万8,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただいて、13ページをお開きください。

報告第7号、令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

別添の令和6年度国民健康保険直診勘定特別会計補正予算書（第4号）をご覧ください。

まずは6ページから8ページの歳入につきましてご説明します。

歳入は、診療報酬及び一般会計繰入金の確定に伴う補正でございます。

次に、9ページから12ページの歳出につきましてご説明します。

歳出につきましても、施設管理費や医業費などの確定による補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は3,708万円の減額補正で、補正後の合計は3億6,473万8,000円となっております。

それでは、議案書に戻っていただいて、14ページをお開きください。

報告第8号、令和6年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

別添の令和6年度介護保険特別会計補正予算書（第3号）をご覧ください。

まず、6ページから9ページの歳入につきましてご説明します。

歳入は、事業費確定等に伴う国・県支出金、支払基金交付金、繰入金の確定による補正でございます。

次に、10ページの歳出につきましてご説明します。

歳出につきましても、保険給付費の確定による補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は9,656万2,000円の減額補正で、補正後の合計は12億3,946万3,000円となっております。

それでは、議案書に戻っていただいて、15ページをお願いします。

報告第9号、仁淀川町高齢者生活福祉センターの事務委託の廃止について説明いたします。

これは、高吾北広域町村事務組合立特別養護老人ホームもみじ荘の業務休止に伴い、隣接するみやび苑においても高吾北広域町村事務組合による業務が終了するため、事務委託を廃止するもので、地方自治法第179条の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

契約廃止日は令和7年5月31日としております。

続きまして、議案書16ページをお願いします。

報告第10号、令和6年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

この報告は、繰越明許費の翌年度への繰越額を調整して議会に報告するもので、内容としては、一般会計において計算書記載の仁淀川町情報通信網整備事業補助金をはじめとする20の事業で4億9,630万6,000円を翌年度に繰り越しております。

報告については以上となります。

次に、議案書18ページをお開きください。

議案第39号、仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ、ポスターの作成の公営に係る限度額の見直しを行うため、本条例を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

続いて、議案書20ページをお開きください。

議案第40号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、人事院規則の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるため、本条例を改正するものであります。

施行日は令和7年10月1日からとしておりますが、一部は公布の日からとしております。

次に、議案書23ページをお開きください。

議案第41号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されることに伴い、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を目的として、部分休業制度の拡充について必要な措置を講じるため、本条例を改正するものであります。

施行日は令和7年10月1日からとしております。

続いて、議案書27ページをお開きください。

議案第42号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されることに伴い、選挙に係る管理者や立会人等の報酬額の見直しを行うため、本条例を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書29ページをお願いします。

議案第43号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別添の令和7年度一般会計補正予算書（第1号）をご覧ください。

まず、予算書7ページから11ページの歳入につきましてご説明いたします。

7ページの14款国庫支出金は、定額減税補足給付金事業に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,200万円、バス事業の調査経費に対する地域公共交通確保維持改善事業費補助金440万9,000円の補正でございます。

8ページの15款県支出金のうち、2項県補助金は、森林の集約化モデル地域実証事業費補助金1,406万5,000円の補正でございます。3項県委託金は、参議院議員選挙委託金50万6,000円の補正でございます。

9ページの18款繰入金は、財源調整に伴う財政調整基金繰入金1,108万円、森林環境譲与税基金繰入金4,000万円の補正でございます。

10ページの20款諸収入は、宝くじ社会貢献広報事業の一環として、一般コミュニティ助成事業収入250万円の補正でございます。

11ページの21款町債は、一般財源からの財源振替に伴う林業活性化対策事業債120万円の補正でございます。

次に、予算書12ページから16ページの歳出についてご説明いたします。

12ページから13ページの2款総務費のうち、2項企画費は、町内バス事業の路線再編に向けた調査委託料441万円、長者地域の音響システム購入に係る地域づくり事業補助金250万円の補正でございます。

4項戸籍住民基本台帳費は、主に出張所運営のために雇用した会計年度任用職員に係る報酬21万1,000円、給料231万7,000円、職員手当等106万3,000円の補正であります。

5項選挙費は、選挙に係る管理者、立会人等の報酬額等が改正されたことに伴う参議院議員、町長、町議の各選挙の報酬合わせて48万4,000円、ポスター掲示板の材料が増えたことによる原材料費30万2,000円、選挙公営に係る単価等の見直しにより選挙運動負担金合わせて12万円の補正でございます。

14ページの3款民生費は、定額減税補足給付金事業の不足額給付に係る事務経費として、封筒代など需用費40万円、郵送料など役務費11万円、システム改修委託料200万円、定額減税補足給付金1,000万円の補正でございます。

15ページから16ページの5款農林水産業費のうち、1項農業費は、オリーブ栽培の専門家招聘に係る業務委託費120万円、オリーブ苗の育苗のための中古ハウス整備に係る仁淀川町農業確立総合支援事業費補助金228万9,000円の補正でございます。

2項林業費は、水源涵養を中心とした将来像策定に係る森林経営管理委託料654万5,000

円、林業研修生用住宅建築に係る工事請負費4,540万円、同住宅の土地購入費50万円、レーザー計測・路線網設計支援ソフトの購入費590万9,000円の補正で、そのほかに財源振替も行っております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は8,576万円の増額補正で、補正後の合計は75億510万円となっております。

続いて、同じ予算書の4ページに戻っていただいて、第2表地方債補正をご覧ください。

地方債は財源の振替による増額補正となっており、補正後の限度額は6億1,180万円となります。

それでは、議案書に戻っていただきまして、30ページをお願いします。

議案第44号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更について説明いたします。

この議案は、議案書31ページから32ページの新旧対照表のとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による仁淀川町過疎地域持続的発展計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、中学校、小学校の統廃合に関する項目等の追加などとなっております。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第20、一般質問を行います。

質問の順序は通告順で配付しておるとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号3番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○3番 通告第1番、議席番号3番、藤原大。議長の許可を頂きましたので、通告どおり質問させていただきたいと思います。2点質問させていただきます。

1点目、観光地で発生している問題について質問します。

桜、花桃のシーズンには今年もたくさんの観光客の方にお越しいただき、大変にぎわっ

ておりました。新たな出店も少しずつ増え、町内産業振興、稼げる観光としての成長を感じています。

一方、桜地区への上り口の渋滞や歩きたばこによる受動喫煙等の問題をよく耳にしています。渋滞の問題については、ひょうたん桜の撮影にカメラマンが道路脇に三脚を立てて長時間粘っている風景を見、それが一因かと感じております。回転率を上げる、一般の人が利用しやすくするためにフォトスポットのステージなどをつくってみてはどうかと提案します。

また、歩きたばこについては、喫煙所がない、場所が分かりにくいことが原因ではないかと思っています。パーティションで区切って灰皿を置くだけでは煙、臭いは防げず、離れた場所に設置することになり、外から来た人は場所が分からず、どこでも吸っているように思います。密閉型で煙は浄化して排出する、シーズンに合わせて移動や設置ができる喫煙カーのようなものがありますので、試しに1台買ってみてはどうかと思います。企画課長のしているトレーラーハウス型のようなものもあるので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

ひょうたん桜におきましては、例年のように渋滞が発生しており、長年の課題となっております。県外でも同じように桜の名所でオーバーツーリズム対策を講じている事例がございますので、今年度、視察に行く予定としております。

まず、ご提案の1つ目、人気撮影スポットにステージの設定についてですが、例えばひょうたん桜については、毎年、長時間場所を占拠しているカメラマンの方々を見かけます。来ていただいた観光客にはできるだけひとしく楽しんでいただきたいと考えていますので、事前に小さな写真撮影スポットを設けて、代わる代わる写真を撮ってもらう、景色を見ていただきたいと思いますので、議員のご提案を今後検討していきたいと考えております。

次に、観光シーズンごとに移動できる喫煙カーの導入を検討してほしいについてですが、ここは禁煙ですだけでは対策不足ではないかと指摘されたと考えております。少し調べましたら、レンタルの分煙バスというものがあるようです。基本料金が1日15万円で、それに各種手数料が加算されるようです。さらに、購入となりますと、多額の費用が必要となります。

現在、本町では、観光シーズンに警備員を配置するだけでも、令和6年度実績で約1,500万円の経費がかかっている状況です。今後、有利な補助制度がありましたら検討したいと考えますし、活用したいと考えていますが、今のところ分煙バスの導入予定はございませんが、それに代わる何かを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 答弁ありがとうございます。

バスについてですが、仁淀川町も分煙への取組の採決をしていると思いますので、前向きに検討いただけたらと思います。トレーラーの話、しませんか。

○議長 執行部、企画課長。

○荒木企画振興課長 ご提案の件ですけれども、今、町長も述べましたとおり、やはり一定何らかの補助が頂けないとなかなか踏み出せないという現状もございますので、有利な補助がありましたら前向きに取り扱いたいとは考えておりますが、ちょっと現状ではちょっと見当たらない状況でございます。

以上です。

○議長 以上で1問目を終わります。

それでは、2問目お願いします。藤原大君。

○3番 2点目、谷脇旅館跡地の宿泊施設建設について質問します。

県内の外国人観光客は年々増加しており、昨年でおよそ13万人が訪れているようです。また、県外客の7割が宿泊ありで訪れておりますが、町内でとどまらず、いの、越知、高知市で宿泊していると聞きます。

また、地域内からは、食品管理が厳しくなり、自宅で作れなくなったので、食品加工場が欲しいとの声も上がっております。12月議会においてニーズを調べると報告で終わったと思いますが、その後の調査はどうなっていますか。質問します。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部、答弁。古味町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

調査につきましては、コンサルタント業者に委託し、宿泊のニーズや採算性などの面に関しまして関係機関にヒアリングを行いながら実施中でございます。調査結果の報告がありましたら、またご報告をさせていただきます。

○議長 藤原大君。

○3番 食品加工場、集落活性化事業とか使えると思うのですが、その辺もどう考えているかをお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 藤原議員の再質問にお答えいたします。

現在、大崎地区の方々から地区内での集落活動センターの可能性について相談があり、去る6月2日に県担当者を招いて説明会を実施いたしました。参加者は地区の一部の方々でしたが、今後やりたいことなどをまとめられて、地区全体に諮られる予定であります。

地区から新たな要望が出てきましたので、当初宿泊施設建設を考えておりました旧谷脇旅館跡地を活用する方向で考えております。飲食物の製造販売が中心になろうかと思われませんが、センター維持に向けた自己資金確保の一環として、素泊まりでの宿泊も話合いに上げていただいておりますので、当然、決定事項ではございませんが、この場所で町が当初目的としておりました仮設住宅機能を持たせた宿泊施設の運営も併せて行っていたらと考えております。

○議長 以上で、藤原大君の質問を終わります。

通告第2号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 それでは、議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

ゆの森の経営状況についてお伺いします。

ゆの森の経営がひどいことになっております。公費をどんどんつぎ込んでおりますが、資本金も実質毀損をしております。そういう状態ですが、現在の経営状況はどうなっているか、お伺いいたします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。竹本副町長。

○副町長 ただいまの大野直孝議員のご質問にお答えいたします。

令和元年度末頃から発生をいたしましたコロナ禍の影響を受け、全国的に観光客が減少いたしまして、ゆの森におきましても、観光客の激減や休業を余儀なくされたこと、また、令和4年度以降は電気代等の高騰や繁忙期である夏場の長雨などが重なり、売上げの減、経費の増といった状況が長引き、赤字経営が続いておりました。

しかし、コロナ禍も落ち着いたことで徐々に回復をしておりまして、年度ごとの損失額も減少傾向にございます。令和6年度におきましては、まだ株主総会前で確定ではございませんが、若干の黒字決算となる見込みでございます。

また、ゆの森は施設の老朽化や機械設備の故障等による改修費用が増大をしております

けれども、経営継続のためには必要不可欠な経費でございますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 コロナ禍の影響ということで激減された。大変そうということだと思いますが、4年度に至っては電気代、長雨で以下だった。最近はコロナが落ち着いて、単年度は黒字になりそうだというお話で、大変それでいいと思うんですが、ただ、ほかの事業者は、もう早いところは令和3年あたりからもう黒字化されております。どんどん。なぜここだけというのはやはり残りますね。

ちなみに、損益で言いますと、元年度が958万円の赤字、2年度が958万円ですね。3年度は305万円赤字。4年度は531万円の赤字。5年度は239万円の赤字となっております。それに伴って実質資本金が目減りしております。私の計算では、3,800万円やちょっと資本金が、現在1,934万9,000円余りに減少しております。前には、まだ増えたり減ったりするもので、減少が確定したわけではないと言いますが、解散価値としては1,900万円の減少でございます。これを実質というわけですね。それについてはどういうふうにか考えるでしょうか。

○議長 執行部、竹本副町長。

○副町長 ただいまの大野議員の再質問にお答えいたします。

確かにご指摘のとおり、コロナ以降は赤字が続いております。資本金の目減りというものが起こっております。赤字経営となれば、そうした資本金のほうに頼らざるを得ないというところもございます。

ただ、先ほど申しましたとおり、少しずつ改善の傾向にありまして、また、現状、コロナが終わりまして、物価高騰等が起こったときに、非常に従業員も危機感を持っていた。きまして、従業員皆でいろいろと改善策を話し合っております。その中で、宿泊費の値上げや飲食料の値上げ、そういったものも行いながら、今、先ほど申しましたように、何とか6年度は黒字経営に転換をしそうだというふうになっておりますので、今後さらにそういった努力を続けて、黒字経営を目指していきたい。それが安定した黒字経営になるように努力をしていきたいと考えております。

まだ、資本金は毀損しておりますけれども、債務超過というところのような状況ではございませんので、これからも経営の努力で頑張っていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長 大野直孝君。

○5番 債務超過でないと言うんですが、資本金を毀損しちよったら債務超過じゃないんですか。それをちょっとお伺いしておきます。

○議長 執行部、竹本副町長。

○副町長 大野議員の再々質問にお答えします。

債務超過といいますのは、倒産とか、そういった危機的なところまでの債務超過にはなっていないというところでございます。

以上です。

○議長 以上で1問目を終わります。

2問目、大野直孝君。

○5番 それでは、2問目に参ります。

ゆの森の経営責任の所在についてお伺いします。これは経営者としての自覚を伺います。

ゆの森の経営がちょっとほかにはない、あるのかもしれませんが、町が直接やっているというようなことで、経営責任者は副町長であろうと思うんですが、この辺の自覚をお伺いしておきます。

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 大野直孝議員のご質問にお答えをいたします。

経営責任の所在はという質問でございますけれども、ゆの森を運営しておりますアプロスは株式会社でございますので、経営責任につきましては会社法の適用を受けますし、経営が破綻した場合には破産法なども適用されますので、そういった法令等の決まり事に従って取締役等が責任を負うことになると思います。

また、一般的に代表取締役はその中でも大きな権限を持っておりますので、会社に対する善管注意義務をもって、法令等を遵守し、健全経営に努めるべきだというふうに考えられます。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 それでは、再質問を行います。

どうも私の責任でしっかり立て直しますというようなところがないんですが、お金をどんどんつぎ込んでいるんですね。公費を。今度繰越しになりました5,900万円の公費を投

入するようになっております。

ここに新聞があるんですけどね。ベルリーフ大月来月休業、今どうなってるか分かりませんが、大月町の唯一のホテル、これ老朽化して、そのために休業しておる。やっぱり経営者としては、お金をかけることについて、元が取れなければできないんですよ。ここは室数もゆの森よりも多いんですよ。それなのに経営を1回やめている。休業している。これは経営者の判断であろうかと思うんですけどね。どうも町がやっているせいか、公費はどんどんつぎ込むものの、めり張りが無い。それはもう普通やったら辞めてもらわないかん。トップはね。それについていかがですか。

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 ただいまの大野議員の再質問にお答えいたします。

先ほど繰越予算の話もありましたけれども、それは補正予算のときにもご説明いたしましたように、ゆの森は確かに少し厳しい状況でありますけれども、宿泊客は相変わらず非常に多いというのが現状でございますので、今、遊休化しております施設を客室に改修をして、宿泊客の取りこぼしというのを解消したいと思います。

また、代表取締役の責任というようなことにつきましては、取締役会、それから株主総会等で行われるべきものと思っております。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 松下幸之助という有名な経営者がいましたが、この方のお言葉で、この方のお言葉ですよ。無能な経営者、ばかな経営者は従業員がかわいそうだ。こういうふうに言っています。やはり宿泊客が多いのに黒字を出せないというのは、やっぱり経営者の責任じゃないですか。聞きます。宿泊客が多いのに黒字を出せないのは経営者の責任ではないか。どう思いますか。

○議長 執行部、竹本副町長。

○副町長 大野議員の再々質問にお答えいたします。

私が社長に就任をする以前からこの問題はずっとありまして、非常に人気の高い宿泊施設にもかかわらず十分な利益が上げられないというところで、また、私が就任いたしましたから、いろいろと経営改善のためのいろいろなコンサルタント等にも分析をしていただきまして、今回の宿泊客室の増という結論に至っておりますので、まずはこれを行いまし、その後の経過を見ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 以上で2問目の質問を終わります。

大野直孝君。

○5番 それでは、立て直しについてお伺いします。どのように立て直すつもりか聞きたいと思います。

前にはいろいろ聞いて、今もいろいろ立て直しについてもお話がありましたが、この中で、支配人とか従業員の会とか、それとかほかの取締役とかのお話もあんまり出てきませんでした。今回はですね。前は出てきたんですが、立て直しについて、どういう体制を組んでやっていくか、お伺いしたい。

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 大野直孝議員のご質問にお答えいたします。

令和5年度から、各部署の代表者を集めまして、月1回社内定例会を開催しております。そこで前月の収支状況等を共有いたしまして、削減できる支出や有効な増益の対策など、現状の課題や解決策について会社全体で協議をし、できるところから実践をしております。これで一定の成果を収めているものというふうに実感しております。

また、ゆの森におきましては、宿泊、レストラン、温泉、物販が収入源でございますけれども、その中でも62%の売上げを占めているのが宿泊部門でございます。年間を通しての客室稼働率は80%を超えておりまして、繁忙期においては90%以上となっております。そのため、予約をお断りするケースも多く発生する状況となっております。

そうした状況でございますので、今年度予定しております多目的ホールの客室改修により3室を増室いたしまして、それらの宿泊客の取りこぼしを解消する、そういったことで収益増につながるものと期待をしております。

また、よい改善策等があれば、議員の皆さんからご意見を頂ければと思います。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 よいアイデアがあれば議員の皆さんの意見もお伺いしたい。大変ええお言葉なんです。私はずっとええアイデアというか、そういうのをあなたに伝えたくていろいろ話をかけてきたんですが、見解の相違とやらであんまり聞いていただけなかった経緯がある。これからは聞いていただけるんですね。

これは答弁に及びませんが、それを聞きちょいて、今後、経営について期待をしており

ますが、もうこれ以上公費を投入することはあり得へんということは、私は思うんですが、ほかの皆さん知りませんけど、しっかり利益を上げてもらいたい。

それから、先ほど以前から問題があったなどという経営責任についてちょっと問題の答弁があったと思うんですが、そういうことは言われんと思います。

以上で私の再質問を終わります。

○議長 執行部、何か。竹本副町長。

○副町長 大野議員の再質問にお答えいたします。

いろいろなまたご意見を頂ければ、それがゆの森にとって有益なものであれば、ぜひ検討していきたいと思います。今後はまた社員一同力を合わせて黒字経営に向けて頑張っていけますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、公費を無駄に使っているわけではございませんので、施設の老朽化、また機械設備の故障等にはどうしてもそういった支援をしていただかんと立ち行かないところもありますので、そのときはまたいろいろとご説明もしながら、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 以上で、大野直孝君の質問を終わります。

通告第3号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

今、特に高知新聞などを読んでおりますと、学校再編の記事が度々出ております。今年の高知県の公立高等学校の入学者は3,600人ほどだったと思います。そして、高等学校の定員枠は五千何人ということで、定員枠に当然届いてないということで、県教委は学校の再編も含めた検討をしていくということが度々報道されております。

そこで、佐川高校についても、もう当然その対象でありまして、あと3年ほど先、令和10年には入学者が41人を切ると、当然、その再編の対象校になってくるという方針を出しています。今年の入学者は26名やったかな、ということで、とてもじゃない、足りません。

そういうことで、県のほうも何とか田舎の高校の小規模校も魅力化をしようということで、佐川高校地域コンソーシアム会議を立ち上げて、各町村から代表が出て、佐川高校の方向性について会議を開いておるところですが、この会議は第3回目が開かれたはずであります。どのような話合いがされたのか、また、本町の担当部署はどこが担当するのかをお聞きしたいというふうに思います。よろしく。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

5月22日開催の第3回佐川高校コンソーシアム会議立ち上げ準備会において協議した内容についてご報告させていただきます。

なお、地域コンソーシアム会議自体は、現時点で7月に立ち上がる予定でありますので、ご了承をお願いいたします。

さて、第3回準備会では、1点目に、学校運営協議会と地域コンソーシアム会議の関係性について、2点目に、コンソーシアム会議における地域からの構成員選出についてを協議しました。

1点目の学校運営協議会と地域コンソーシアム会議の関係性については、違いと共通点の説明を受け、学校運営協議会は、学校が地域に依頼して意見を伺う関係で、一方、コンソーシアム会議は、地域と学校が協働して取り組むべきテーマや共通課題を協議する関係といったことなど、また、両会議は分離、融合、統合の3種類の運用形態があるとのことでしたが、今後選出される構成メンバーにより変わってくると思いますので、現時点ではどのような形でいくのかは未定であります。

2点目のコンソーシアム会議の構成員については、町村長、教育長、関係課長、地域の方、高等学校長を予定しており、今回、地域の委員候補に推薦されていた中から、学校所在地である佐川町から2名、日高村、越知町、仁淀川町から各1名、絞り込みを行いました。今後は委員の決定を行い、コンソーシアム会議の円滑な実施に向けて協議を行っていきます。また、コンソーシアム会議とは別のワーキンググループを立ち上げて、取組の方向性に沿ったより具体的な計画を決め、実行する場を設け、運用していく予定となっております。

次に、町の担当部署については、教育委員会となります。ただし、コンソーシアム会議には各方面で活躍をされている方が入る予定であり、地域産業の所管部署とも十分に連絡を取りながら進めなければならないと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 佐川高校が残るか残らないかということは本町にとっても非常に大きな問題ですので、ぜひ本町の考え方も、コンソーシアム会議、そしてワーキングチームを立ち上げたら、その中でも十分に主張していただきたいというふうに思うんですが、さっき言った、

まだ本町の担当部署というのは決まってないということですか。これは最初の質問に入れてたんですが、聞いてないんで、後で言うてください。

先日、先進的な取組をしている嶺北高校の取組状況について、同僚の藤原議員とともに、日高、佐川、越知、仁淀川町の4町の議員の皆さんと研修に行っていました。嶺北高校では魅力化プロジェクトを立ち上げ、主体性、地域創造、多文化協働というスローガンの下、地域課題解決を目指す探究学習や、海外への語学研修制度といったカリキュラムのほか、昨年度から運用がスタートした新しい寮を建てて、魅力ある充実の学びの環境を用意。要するに魅力アップ、嶺北高校をどういう形で魅力化していくかという、これ1つのワーキンググループの1つになるんだろうというふうに思います。

その場で、当時の本山町長であった細川さん、それから土佐町の議会議長であった川村さんとも懇談をさせていただきました。その中で、学校づくりは地域づくり、行政は口も出し、人も出し、金も出さなければ、その地域を守ることができない。この言葉は、当時の町長、細川さんの言葉であります。

嶺北高校が地域みらい留学の取組を始めたのは約8年前、当時、全国でこの制度を取り入れていた学校は三十数校でした。ところが、現在は169校になっています。それなりの覚悟というか、を持って佐川高校を魅力化しないと、全国の生徒に選んではもらえません。

そういったことで、本町も、学校づくりは地域づくりという観点に立てば、教育委員会の担当者だけではなくて、企画課からも人を出して一緒に考えていくべきじゃないかというふうに私は思います。

ちなみに、現在も本山町は2名、土佐町は1名の企画課の職員をこの魅力化のプロジェクトの一員として派遣をしております。他町村は、正直なところ言って、佐川高校がもしほかの学校と統廃合になり、佐川に、現在の場所に高校がなくなったとしたら、一番影響を受けるのは当然、佐川町でしょう。けど、その次に大きな影響を受けるのは本町です。細川さんの言葉ではないですが、本気になって取り組まないと、残る可能性は現在のところ低いというふうに思います。そこの辺りを、町長のお考えも聞かせていただきたい。よろしくをお願いします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 以前も議会の場で申し上げましたが、自宅から通学可能な高吾北唯一の高校であります。何としても存続させなければならないと思います。存続のためには、コンソーシアム会議などで、魅力ある学校づくりはもとより、地域資源を生かした教育課程の

導入などにより、近隣町村と協働して教育による地域活性化などを図っていく必要があるかと思えます。

また、日高村、佐川町、越知町、仁淀川町の首長、議長などから構成される、地域に根差した佐川高校を後援する会でも様々な支援を行っております。人口減少の観点からも佐川高校の存続は重要な懸案であります。当然、越知町、佐川町、日高村も危惧しているところでもあります。近隣町村とも協議していかなければならないと思っております。

また、先ほど言われた寮の関係、全国から来ていただけるようにするためには、寮の関係などもあるかと思えますけれど、様々な問題が出てきます。解決策なども近隣町村等と話し合いながら、そういった方向に進めるかどうかも含めて、また話し合いをコンソーシアム会議、もしくは地域に根差した佐川高校を後援する会、そういった場などでも、そういった全国から呼ぶためにはどういうことが必要なのか、それを達成するためにはどういうことをしなければならないか、そういったことまで突っ込んで話をしていかなければ、本当に存続の危機が迎えられておりますので、そこまで突っ込んだ話をしていきたいと今後考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 再質問にお答えさせていただきます。

所管はということで、先ほど教育委員会という言い方をさせていただきましたけども、町長部局で言いますと、今現在、コンソーシアムの準備会、立ち上げのほうには企画課のほうと一緒に参加をしております。

このコンソーシアム会議というものが、多方面、異業種がいろいろ集まって、同じ目的を協議していくというような意味合いがあるかと思えますので、ぜひとも町長部局からもそういう形で参加を今後もしていくようなことを今のところ考えております。このことにつきましては、また町長部局とよく相談して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。ぜひ全町を挙げて、力を入れてやってほしいというふうに思います。

嶺北高校は新しく寮を建てたわけですが、この資金はどういうふうにつくったかという、本山町と土佐町で出し合っています。ほんで、その過程では、当然、場所はどこにあるかという、学校から100m、200mぐらい離れた場所にありまして、当然、本山町

にあるわけです。けんど、土佐町の住民、議会からすると、何で本山へ建てる寮に土佐町が銭出さないかんのやという議論もあったようですけれども、やっぱり高校がなくなれば、土佐町も大きな影響を受けるわけです。土佐町から高知へ通うとなると大変なことです。やっぱり土佐町がそういう危機感を共有して、お金も出しております。

町長は、寮を建てるとなるといろいろな問題があると。出てくるというふうなことをおっしゃったけど、それは新しいことをやろうとすれば、当然いろんな問題が出てきます。それをどう克服していくか。その熱量が問われていると思います。ほかの町村長にもぜひそういう熱意を持っていただきたい。ほんで、できれば古味町長に他町村の首長を先導するような役割をしてほしいというふうに考えます。

仁淀高校がなくなってから、仁淀の森地域の寂れを、大渡の辺りの寂れを見ると、もう何も言わなくても分かることだろうと思います。本当に本町にとって大事な将来の人材を育成する学校です。ぜひ本腰入れてやっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。何か一言あればよろしくお願いします。

○議長 執行部、古味町長。

○3番 竹本議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど寮の関係などは様々な問題が出てくると申しましたが、実際出てくると思います。そういったことを解決するためにも、関係する他町村の財政的な状況などもあろうかとは思いますが、今後、コンソーシアム、また佐川高校を後援する会、そういった場などでこういったことはどうですかというような発案もして行って、できるかできないか、やるとすればどうしたらいいとか、そういったことを前向きに話し合いをしていきたいと考えております。

○議長 暫時休憩します。1時まで休憩します。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。竹本文直君の2問目の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 2番目に行きたいと思うんですが、数日前に四国地方も梅雨入りをしまして、今日も結構な雨が降っております。今年の夏も大雨による被害がないことを祈るばかりなんですけども、そこで、今、教育委員会が進めている小中一貫校の建設予定地の安全性について質問をさせていただきます。

今まで安全性については、地盤調査もやってきて、地盤のほうは問題がないということは分かっております。ただ、度々私が質問をしてきた大雨、そして南海トラフ大地震のときに起こり得る大渡ダムの越流時の水害の可能性は残ったままです。これは、地震学者の先生もこういう可能性は当然ありますよということ言われています。この間の全員協議会でも大体の配置図というのは見せていただきましたが、本当に水害に対する安全性は確保されているのかどうかをお伺いいたします。

○議長 ただいまの質問に対する執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員のご質問にお答えします。

近年の未曾有の自然災害は想定を超えることがあり、絶対に安全という言葉を使うことが難しくなりましたが、大渡ダムの安全性については以前から議論されてきましたが、一般的な想定範囲では、今まで説明してきたように、一定の安全性が確保されていると考えております。

なお、施設建設に当たっては、浸水の可能性を考慮し、現在の校舎の地下より高い場所に建設をする予定でございます。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 現在というか、ちょっと今の校舎、中学校の校舎よりか高い場所にするから、一定の安全性はあるというふうに答弁されましたけれども、私は将来の日本を担う、仁淀川町を担う児童生徒が学ぶ場所は、なるべく安全な場所にすべきやというふうに思っております。

災害対応は想定外を想定することが必要と言われています。そんなことしよったら、この仁淀川町には学校を建てる場所がないというようなご意見もありますが、それも承知しておりますけれども、想定外を想定すること、これは絶対必要やと思います。

今から13年ほど前、東日本大震災が起きました。そのときに福島第一原発は大変な事故を起こして、今でもその後遺症に苦しんでおります。政府は40年をめどにあそこを廃炉にするというようなことを言っていますけど、それもできるやできへんやら分からない。本当に大変なことになりました。

ただ、想定外を想定して対策した原発が同じ沿岸地域にあるんです。それは東北電力の女川原発。当時の国の指針では、海面から何mの高さに敷地をすれば安全だということを国の指針では出しておりました。ところが、東北電力の当時の副社長、名前忘れましてけ

ども、この人が、それでは駄目だということで、東北電力は国の指針によりまだはるか高い敷地を造成したんです。だから、同じ沿岸で、そんなに何百kmも離れてないところで、片や大参事、片やもうちょっとで大参事のところで止まったんです。そういう事例もあります。ぜひ子供はなるべく安全な場所、水害の心配のない場所に校舎を建てて、学びやをつくっていただきたいというふうに思います。もう一度教育長、お願いします。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 再質問にお答えさせていただきます。

竹本議員がおっしゃるように、今後の災害を考えた場合、想定外を想定することは大変大きなことだと思っておりますし、未来の子供が安全に学べる場所については、今後も精査をしていき、今、候補地でありますそこをさらに精査をしていくことが必要かと思っております。その辺をご理解のほうをちょっとよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 3問目に移ります。竹本文直君。

○7番 3問目に移りたいと思います。

今年も夏が来ました。子供にとっては非常に楽しい水遊びの季節になります。そこで、池川にあります町民プールの改修についてですが、昨年、この時期やったと思うんですが、町民プールの改修を早期にするよう地域住民から要望があったはずですが、その後どのように対応されたか。そして、どのように対応するつもりか。お願いします。

○議長 執行部、答弁。黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員のご質問にお答えします。

まず、昨年の経緯についてご説明させていただきます。昨年5月19日にプールへ給水を行った後、塩素注入などを行い、使用できるよう準備を進めてまいりましたが、6月6日に確認した際、大きく水位が減少しておりました。大規模な漏水の可能性があり、早期の原因究明、場合によっては来年のプール使用期間に間に合わせるべく早期修繕を行う必要があるため、小プールは使用中止、大プールは学校の水泳授業期間後に使用中止することとしたところでございます。

その後、7月2日、池川下地域長ほか3地区の区長から早期修繕を求める要望を頂きました。教育委員会としては、地区の理解を求めるとともに、早期の原因究明に努め、必要に応じ修繕していきたい旨の回答をさせていただきました。

水泳授業期間後、職員による原因究明等を行いました。業者への依頼については、

プールの漏水や修繕を専門的に行っている業者が少ないことから、日程を押さえることが難しく、町と業者による最終的な調査が終わったのは11月でした。

調査結果としては、配管が埋設されているため、配管を掘り起こさないとはっきりとした原因は分からないということになりますが、恐らく小プールの水を循環させている配管が漏水していることが大きい原因ではないかとの結論となりました。

調査結果を受けて、修繕を行うか検討しましたが、いずれにせよ掘り起こさないと事業費が分からない状況であること、近隣で似た状況でプール改修工事を行った近年の事例では工事費が約1億2,500万円であったこと、大プールは状況を見守りながら使用していくことが可能であることなどから、総合的に判断して、現時点では大規模な修繕をせずに使用していくことといたしました。大規模な修繕は行いませんが、軽微な修繕は今後も適切に実施してまいりたいと考えております。ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 竹本文直君。

○7番 お金がようけ要るから修繕は見合わすという答弁ですけども、このプールは、名前のとおり、町民プールであります。学校のプールではありません。当然、夏休みには学童も帰省した子供たちも利用しております。また、これ防火水槽に指定されているんですね。防火水槽にも指定されているということで、非常に重要な施設やというふうに思います。

お金が要るということは分かるんですけども、ただ、私が言いたいのは、町を挙げて何とか若い人を増やして、移住者を増やしてとやっている最中に、私がこれ思うのには、子供が安心・安全で泳ぐ場所もない、遊ぶ場所もないというようなところへ移住者やUターンの人が帰ってくるでしょうか。

やっぱり子供が中心ということに心を砕いて、子供が安心・安全で遊べる場所、これはプールだけではなく。児童公園もそうです。やっぱり町の発展を思うなら、若い人が大勢おってもらわなければならない。そのためには、子供が安心・安全で遊べる、楽しめる、自由に遊べる場所がなくてはならないというふうに思っています。

それこそ関係人口というか、都会におって、この仁淀川町と関係性を持って、仁淀川町へ遊びに行こうという人も中にはおいでますけど、夏来ても、もうあそこへプールへ行けんけん今年はやめたというふうな人もおるんじゃないかなと思います。

仁淀ブルーで川はきれいです。川で遊ぶこともそれはできますけれども、やっぱり安全

で水遊びができるのはプールだというふうに思いますので、ぜひ、お金が要るのは分かり切っています。プールの要するに狭い範囲だけで考えるんじゃないしに、町の発展のためには何が必要かということをかちっと腹に据えてやっていただきたい。もうそれだけです。

去年は本当に学童も水遊びとか水泳の授業は川でやったんですけども、なかなか学童の係の人に聞くと、川でやるとやっぱり大変と。それは目もなかなか届きにくいということもあったようです。

それから、今、池川保育園ですけど、一部の先生から池川保育園は、保育園の下の川をちょこっとせいて、そこで水遊びをさせているんですが、一部の先生方からは、やっぱり幼児期に基本的な水泳教育も必要やないかと。そのためには、小プールが早う直ってもろたらええというふうな声も出始めているようです。ぜひ、お金が要りますが、早急に直していただきたい。

○議長 執行部、黒川教育長。

○黒川教育長 再質問にお答えさせていただきます。

早急に直していただきたいということでございますが、お気持ちのほうは本当に地域の住民の方の思いもすごく分かるところでございますが、何とか今のところ軽微な修繕といえますか、今の状態で何とかまだ使っていけるので、何とか今のところはできればしのいでいきたいというのが、教育委員会としてはそういうふうに思っておるところなんです。将来的に実はいろんな思いもあるにはあるんですけど、将来、小1校、中1校の学校ができるタイミングで、新たな町民プールなり、そういった辺りもそのときに合わせて検討できればと思っております。何分にも多額の費用が今後発生します。ですので、全体的な町の計画の中に盛り込んで、一部としてそれもうまく今後、子供たち、地域のためになるような施設ができればとは思っております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 今、教育長が意味深な答弁されましたけども、池川の住民の中には、5年先か6年先か、小中一貫校ができるから、そこにプールがあるから、それができるまで待ちゆうじゃないかと。ほんで直す意思がないんじゃないかという極端な意見を言う人もおります。そういう見方もできるかもしれません。

それと、修繕はなるべく早いうちにやったほうが経費が安いんですよ。何でもそうでしょう。それこそ配管から漏れよったら、配管がばあんと破れて、どんどこんどこ水が

漏れ出したら、大きな別の問題も出てくる可能性がある。そこは指摘しておきたいと思います。何か答弁があれば言ってもらったらいいますが、なければもういいです。

○議長 町長、答弁。

○町長 質問にお答えいたします。

防災面でありますとか、その他の補助事業等があれば、即対応していきたいと考えておるところでありますけれど、費用面から大規模な修繕にはせず使用していくということで教育長のほうから答弁もございましたけれど、例えばこれ掘り起こさないと原因が究明できない、修繕ができないというような話でございましたけれど、露出配管などで比較的安価な修繕方法などで対応できないか、そういったことも今後考えていかなければと考えております。ただ、先々学校がこうなるので、それまで待っておいたらええんじゃないかと、そういった考えは全くございませんので、お願いします。

以上で3問目を終わります。

4問目をお願いします。竹本文直君。

○7番 4問目の質問ですけれども、また今年も雨の時期になってきて、土砂崩れなんか心配されるところです。そこで、林道大峠北浦線の残土処理についてということで伺いますが、楮原地区の上部に残土処理場があります。大量の土砂を急斜面に捨てています。下流地域の川沿いには人家があり、地震、大雨等で崩落の危険性があると地域の方から、数年前からあんなことで大丈夫かよという声があります。

もう何年前か忘れましたが、1回そういう質問をさせてもらったことがあります。その当時の答弁では、安全対策はなるべく講じていくという答弁ですけども、住民の話によりますと、この間私も見に行っちゃったんですが、数年前に質問させてもらったときよりか、その上部の、捨てたら平たくなりますが、その面積がもう倍ではきかん、3倍ぐらいの面積になって広がっちゃうよというふうな感じを受けました。ほんで、下ものぞいてみたんですが、非常に急斜面の、いつ崩れてもおかしくないような感じです。

ほんで、私は足が悪いものですから、下の土砂留めの場所まではよう行きませんが、地元住民の人の話によると、下の土砂留めは木材使っちゃうぜよと言うんですよ。そしたら、木材使うとったら、幾ら、どんな木材使ってるか分かりませんが、10年もすればかなり朽ちてきて、崩れる可能性があるということは指摘されています。そういうところをかつちりと管理ができておるのかどうかをお聞きしたいのと、そして、あの場所は町の残土処理場に指定されているのかどうかをお聞きします。

○議長 ただいまの質問に対する執行部の答弁を求めます。神岡建設課長。

○神岡建設課長 ご質問にお答えします。

林道大峠北浦線の残土場は、道整備交付金事業により整備をしております。土留め工としてかご枠工9段を施工しております。残土場の地山の傾斜は比較的緩やかであり、広く平らな箇所もあります。残土は林道設計基準による盛土ののり面勾配1割5分となっており、土砂の安定する勾配で施工しております。また、盛土高5mごとに水平幅1mの小段を設けており、残土の安定とのり面の崩壊を防止しております。さらに、のり面には草本類などの種子吹きつけを行っており、現在、多くの草木が生い茂り、雨などによる土中への水の浸入を防ぐとともに、土砂の流出を防止しております。今後、豪雨などにより異常な箇所が発生すれば、必要な対策を講じ、地域の方に安心してもらえるよう、安全な残土場を維持していきたいと考えております。

それから、木材が使われておるということですが、今言いました5mごとに水平幅1mの小段を設けております。そこに木柵の土留め工をやっております。その部分のことだと思います。

それから、残土場については、町が今、事業でやっておりますので、今のところ町の管理ではやっておりますが、土地については個人のものとなっております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。課長は見に行ったことある。草木が茂っちゃった。私ほんのこの間見に行ったけど、稲がらも土だらけで。いや、それは下のほうは草木が茂っていますよ。そしたら、露出そのものですよ。

本当にそれこそ下には、直近の家には多分被害は出ないと思います。崩れても。けど、その下に川沿いに2軒あります。そして、地元の人が言うのには、あれ下手したら日浦まで行くよと。崩れた場合は。という地元の指摘があります。

ほんで、今さらのけろと言うわけにはいかんと思いますけど、まだこれから大峠線は工事をやると思いますので、今後またあそこへ今以上に土を入れるのか入れんのか、そこら辺もよく検討してもらいたい。もうあれ以上入れたら危ないと私はと思いますが、いかがでしょう。

○議長 執行部、神岡建設課長。

○神岡建設課長 再質問にお答えします。

今現在、土が見えているところは、今年度、土砂を残土している部分だと思いますが、大体今高さ10mぐらいの崖みたいになったところへ落としていると思うんですが、下に平面な箇所がありまして、そこへポケットをつくって、そこへ流し込んでいる状態だと思います。

それで、今年度も引き続きまだ残土があるようですので、入れさせていただいて、それが終わりましたら、平面にするようにかきならし作業というものを重機でやるようになってます。バックホーで。そのときに同時に締め固めて、土砂を固めていくというような作業があります。それから、表土についても、バックホーでたたいて締め固めて、その上にまたのり面が仕上がれば、種子吹きつけをして安定させるというようなことになっております。

また、先ほど言いましたが、平面な部分が、ちょうど今置いている部分の、大体なんですが、5、6m下にあります。その上のところに土をのせているような状態ですので、その辺ありますので、安定した残土場だと考えております。

以上です。

○議長 以上で、竹本文直君の質問を終わります。

通告第4号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 議席番号2番、通告4号の日本共産党、藤堂賢太郎です。

今これから一般質問に入らせていただきますけども、皆さんも最近の知事の発言の中でもお気づきのように、消防の県一化ということで、28年のスタートに焦点を置いているようですけども、知事はやはり消防広域化に向けた検討会を今年の4月に始めたとのことですけども、説明会には参加されたと思いますが、いつ頃あったのでしょうか。まずそれをお伺いしたいと。

そして、25年度中に基本計画案を立てて28年度にスタートということですが、町長、この話を聞いてどんな感想をお持ちでしょうか。説明会ですので、まだ具体的なことはあまりないと思いますので、その話を聞いてどんな感想かということだけお伺いしたいと思います。

現在、高吾地区では、消防の場合は広域化組織の体制ですので、県一化がそう必要ではないというふうに思えてならないのです。広域化の前提は、やはり人員や、それから勤務体制、高知市なんかでは3交替の体制のようですけども、なかなかそういう体制を取れるかどうか分かりませんし、その勤務体制の問題、そして給与、さらには今現在、各消防署で

使っている通信機材は統一されたものではないというふうに思います。こんな点で、やはりこれを統一化するためには、やはり相当なコストが必要になるのではないかというふうに思います。

さらに、やはり心配なのは、災害が発生したときに、消防本部、あるいは消防団、そして危機管理課、あるいは危機管理センターというんか分かりませんが、この連携など不安があるのではないのでしょうか。計画案の中でこれらの問題を潰されてくるというふうには思いますが、そこで問題があります。

25年度中作成予定のこの計画案、基本計画、これをつくる委員会には、総務省の職員は入っておりますが、県内各消防本部の現場職員は入っておりません。あまりにも現場の実態をつかまずに、総務省の進める広域化、これで県が動いているのではないかという声が上がっております。以上の件について、町長のお話をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員のご質問にお答えいたします。

人口減少が進む中、将来的な税収の確保や高齢化に伴う救急活動件数の増加、大規模災害への対応等、消防サービスの需要は今後ますます増大することが見込まれます。また、県内15の消防本部のほとんどが消防職員100名以下の小規模で活動しており、郡部の消防本部では人員確保に困難を生じている状況であります。

これらの課題解決に向け、常備消防組織を一元化することで、総務業務や通信指令業務等の間接部門をスリム化し、生じた余力を現場業務等に振り向け、スケールメリットを生かした組織運営を行うことが消防広域化の目的となっております。

今年度に県内の全市町村長、消防長、有識者で構成された消防広域化基本計画あり方検討会が設置され、懸念される課題に向き合い、基本計画を策定しているところであります。あり方検討会の開催日は6月2日でありました。

いずれにいたしましても、コスト面や消防サービスが低下しないかなどを注視し、検討していきたいと考えております。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 ありがとうございます。まだ説明会があったばかりなので、具体的な細かいことは当然分かりませんし、まだこれからということだと思いますが、最後にちょっと私質問させてもらったんですけども、計画案をつくるこの中に、総務省の職員は入っているけ

ども、各消防署の現場職員が入っていないという問題についてはいかがお考えでしょうか。
どんな気持ちをお持ちでしょうか。

以上です。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 再質問にお答えいたします。

あり方検討会の委員の中に各消防本部の消防長は入っております。そして、それとは別に専門部会が4つ程度ございまして、それぞれの首長などが構成員として委員になっておりまして、その下に私たち各市町村等の防災担当課長が構成員としてワーキンググループに入って協議をする予定になっております。

以上です。

○議長 1問目の質問を終了します。

それでは、2問目お願いします。藤堂賢太郎君。

○2番 引き続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。

自治体庁舎、あるいは小中学校の女子トイレに無料の生理用品の設置をという題目です。特に小中学校の女子トイレに無料の生理用品の設置を要望いたします。

本町には、残念ですが、女性議員の席がいまだありません。だから、男性の私がこの質問に入りますが、全国的には非常に生理の貧困という言葉が多く耳にするようになっております。全国的にはやはり各県でかなり進んでおりまして、5年前に国会で生理の貧困に対応した女性用品の提供などに46億円が計上されております。

今年4月の内閣府の調査では、21自治体庁舎に生理用品、926自治体が無償配布に取り組んでおるようです。全公立高校のトイレに生理用品を置いている都県は15、全小学校のトイレに設置している市区町村は295、15県の県庁所在地が全小中学校に設置され、3年前と比較しますと、県で言うと2倍になっておりますし、小中学校は6倍に増えております。3年間でね。また、庁舎のトイレに置いている自治体は121とのことで、小中学校のほうが生理の周期の不安定で失敗も多いが、トイレに生理用品が置いてあることで、やはり在校時間を安心して過ごすことができるというふうに言われております。そして、トイレに常設されていれば、保健室に行く、そういう抵抗感からも解放されると歓迎をされております。

本町は、経済的な理由ではなく、健康面が心配ではないのかと思って私は質問に至っております。都会のほうでは、やはりコロナ禍で仕事がなかったり、あるいは経済的に苦し

い立場に追い込まれた方からの要望が強いようですし、我々この本町では、そこまでの状況は多分ないかと思いますが、やはり子供たちの健康面から見てそれが必要ではないかというふうに考えております。

私も県教育委員会の小中学校の総務課に確認のお電話をさせていただきました。そしたら、やはり返ってきた答えは、指導はしておりませんと。それは各自治体でやることではないでしょうかということで、簡単に返されました。

本町の小中学校は生理用品の設置はされているのでしょうか。あるいは、トイレでなく、保健室かも分かりませんが、その実態が分かれば教えてください。もし未設置ということであるならば、いつ頃がめどになりましょうか。予算はそんなにかかるものではないというふうに思います。生徒数から見てもごく少数ですので、予算に匹敵するほどではないと思います。

以上、教育長にお伺いしたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 執行部、答弁。黒川教育長。

○黒川教育長 藤堂議員のご質問にお答えします。

まず、高知県教育委員会からの周知及び時期のことですが、令和3年度に新型コロナウイルス感染症による生活困窮対策として、国の交付金を活用し、生理用品の配布が行われました。このとき文部科学省からの交付金活用促進を促す文書を各学校へ通知、令和3年9月28日付でしております。

続いて、設置状況ですが、小中学校のうち1校、池川中学校ですが、令和6年度から女性用トイレに構えています。残りの3校は女性用トイレには構えていませんが、保健室に準備をしております。トイレにはありませんが、保健室にあることを児童生徒に周知をしております。

最後に、予算額については、特別に生理用品購入としての予算枠があるわけではないですが、緊急用として購入する全体予算は十分に構えております。

現在、生理用品を学校で構えているのは、生活困窮という意味合いというよりは、急遽必要となった児童生徒のためにというような意味合いが強いかと思っております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

庁舎については、現在設置をしていませんが、本庁及び総合支所には備蓄物資として保管をしております。また、今後、来庁者の要望等多ければ検討してまいります。

なお、学校施設につきまして、児童生徒においては、保健室に行くことへの抵抗感、ま

たは急遽必要となった場合などのご意見があることをお聞きすると、今後、学校と協議し、トイレへの設置を検討していかなければと考えております。どうぞご理解よろしく願いいたします。

○議長 藤堂賢太郎君。

○２番 ありがとうございます。やはりもう既にその体制に入っているというふうに教育長からのお話です。ありがとうございます。ぜひこれを進めていただいて、今の１校から、残りの３校にも同じような形でお願いできればと思います。

やはり子供さんは保健室へ行ってそういう生理用品をもらうということには、ほかの生徒さんがいたりするとやはり恥じらいもあると思いますから、やはりそこに抵抗感があると思います。それを解消するためには、やはりトイレに常設しておくというのが一番ベターではないかというふうに思います。

最後に、やはり町長にお伺いしたいと思いますが、本町はやはり子供さんに対して非常に優しい、思いやりの町で、周辺の市町村からも、仁淀川町はええね子供さん大事にしてもろてという話をよく聞きます。今、教育長からお話しいただきましたように、１校で整備されているけども、あと３校残っているということですが、ぜひ町長の決断で、ひとつこの３校についても早急に対応を考えていただければというふうに思いまして、質問をさせていただきます。お願いします。

○議長 古味町長。

○町長 藤堂議員の再質問にお答えします。

予算的には十分確保してあるという教育長の答弁でございましたので、あとは学校のほうと協議しまして、トイレのほうにも置くようにしていきたいと考えております。

○議長 以上で、藤堂賢太郎君の質問を終わります。

通告第５号、議席番号４番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○４番 通告第５号、議席番号４番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

古味町長が就任されてから４年となります。本定例議会が今期最後となります。そして、一般質問は私が最後になりました。これまで取り組んできた施策につきまして質問をいたします。

本町の主な課題は、人口減少、財政難、経済縮小、防災減災といったところでございますが、特に人口減少と少子高齢化、この対策は全ての課題に関わっているのではないかと

思います。これらの過去の実績から学んで、これからのまちづくりに生かすことが重要だと考えます。

最初の質問は、人口減少対策として取り組む移住者対策でございます。移住者が移住先を決める際、最も重視する条件は、生活が維持できる仕事、あるいは収入があることだと思います。町は移住者対策として住宅の確保とかいったことには非常に力を入れていると考えられますが、働く場の確保についてはどのように取り組み、成果があったかということを確認したいと思います。経済減少に伴って、働く場が減少し、若い人口が流出している現状から見ても、働く場の確保は重要だと考えます。

以上、答弁をお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤崎議員のご質問にお答えいたします。

町が直接的に実施しているのは、仁淀川町林業再生プロジェクト・林業後継者育成事業補助金を活用した林業研修生の育成です。現在10期生で、事業開始からの合計が53名となっております。ここ4年間では28名です。

次に、創業支援事業費補助金です。発展性を持って町内で起業する新規の創業者を対象として補助するもので、補助限度額100万円で、ここ4年間で移住者7名が活用されています。また、6年度から始まりました県の人口減少対策総合交付金事業枠で、UIターンされた方限定で限度額200万円に増額しています。ただし、まだ実績はございません。

次に、これとは別枠で、地域おこし協力隊として本町に来られ、3年の任期終了後も町内に残られ活躍されている方々のうち、ここ4年間で4名が活用されました。

答弁以上になります。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 再質問をいたします。

働く場の確保につきましては、先ほど森林関係の話が出るということは予想はしていましたが、これ本町に定着するためにはどうしたらいいかということ、それと、さっきの移住の話でも、生活を維持するためには当然、仕事が必要でございます。これを民間に依存するだけではなくて、民間を支援したり、新しい企業を誘致するというようなことは考えてないのかどうか。町が働く場を確保する手を打つことが望ましいことだと思いますので、この辺のことを答弁をお願いします。

○議長 古味町長。

○町長 再質問にお答えします。

東京とか大阪などで行われております移住相談会などでは、住宅の確保は言うまでもありませんけれど、移住してきて何をするのか、何ができるのかまで入念な相談・説明をします。移住してきてから職を探すといったことはなく、転職の場合などにも、希望する職種などを聞き取り、またアフターフォローにも心がけているところであります。ただし、移住相談などを介さずに移住された方については、ちょっと把握はできておりません。

また、働き場の確保ということで企業誘致ということですが、今後、そういう働き口、雇用の拡大という観点からも、大企業に来てもらえるというようなことはまずないと思いますけれど、小規模な雇用が確保できるような、そういった働き場の誘致、そういったことも積極的にこれから考えていきたいと考えております。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 お答えありがとうございます。

もう1つ私がこの移住というところで注目しているのは、若い女性に移住してきてもらいたいということでございまして、10年ぐらい前だったと思うんですけど、日本創成会議で、座長は増田さん、増田レポートという言い方もされていましたが、消滅可能性都市のリスト、これを発表しましたが、将来人口がどう動くかという1つの目安というか、あれとして、若い女性、20歳から30代、まあ言うたら39歳まで、この女性の人口の割合がどれぐらいあるかによって将来を予測できると。そういった内容だったと思うんですが、こういった若い女性、こういったものを呼び込む、あるいはとどまってもらう、そういうことも人口減少対策として今後のためには重要じゃないかと思います。これについてはどのようなお考えがあるか、ちょっとそれだけお聞きします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 再々質問にお答えします。

若い女性の働く場所が少ないということがまず原因であります。それが若い女性の移住につながっていないというような大きな原因だと思います。先ほども申しましたが、小口ではありますけれど、いろんな企業といいますか、起業家さんに来ていただいて、できるだけ若い女性の雇用の場、そういったことを増やしていきたいと考えておりますし、また、既存の企業さんといいますか、事業主等にも、若い女性の働き口、そういったところを確保をしていただくように働きかけていきたいと考えております。

○議長 以上で1問目を終わります。

それでは、2問目に移ります。藤崎源彦君。

○4番 続きまして、2番目の質問に入ります。

交流人口を拡大させることは、人口減少の緩和、地域の活力向上や、地域の魅力を伝える、そういった効果があると思います。私は、金子直吉翁の生まれた場所ということで、生誕50周年を記念してイベントをやりました。その金子直吉翁をたたえる会を立ち上げたときに私が一番考えたのは、交流人口をいかにして増やすか。それで、そういった地元でそういう知名度のある方、そういった方も1つの観光の一翼を担ってほしいというふうな思いがありまして、それで立ち上げたところもあります。

ですから、交流人口を増やすことによって仁淀川町の魅力を伝えることができれば、それは大きな効果があるのではないかと。だから、リピーターといいますか、1回来たらまた来たいと思われるようなまちであることが望ましいと考えているんですが、交流人口の増加は地域経済の活性化に欠かせないものではありませんが、町長が4年間やってきたことの中でそういったことに取り組み、成果があったかどうか。それをご答弁お願いします。

○議長 執行部。古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員のご質問にお答えいたします。

本町には仁淀川町移住交流拠点施設があり、移住を希望される方が仁淀川町の魅力をより一層実感していただけるように、お試し滞在施設、これは1週間から1年未満ですが、それと簡易宿泊施設、これは1泊から利用可能となっておりますが、こういったものを用意しています。

令和3年度から5年度は、コロナの影響により、毎年約50人前後の方々の利用でしたが、令和6年度に入り、延べ319人の利用と大きく伸びました。また、施設では、交流人口の増加を意識したイベントも実施しております。ウォーキング、ヨガ、卓球といったスポーツや、講師を中心とした談話、ハロウィン、お茶摘みイベントなども実施しています。令和3年度は16人、4年度は47人、5年度は120人、令和6年度は延べ206人の参加を得ました。

次に、昨年度、関東仁淀ブルーの会が発足しております。この会は、以前にも紹介させていただきましたが、仁淀川流域と関東圏との交流と親睦を図るとともに、相互に協力し、仁淀川流域の発展に資することを目的としております。

令和6年度は、年度途中からの発足ではありましたが、71名の会員登録を得ております。今はホームページ作成など組織づくりが主ですが、会員が関係する関東圏の大学生が研修

に訪れることが決まっており、今後、関東仁淀ブルーの会の活動を通じた交流人口の拡大が見込めると考えております。

また、域学連携事業として、協働の森事業で関係のある西尾レントオール株式会社と連携しています。立命館大学学生のインターンシップとボランティア活動を昨年度町内で実施し、延べ21日間、20名の参加がありました。今年度も引き続き交流事業を実施予定としております。

そして、川崎重工業株式会社、西尾レントオール株式会社、和建設株式会社とも協定を結んでおります。令和3年、4年はコロナの影響を受け、研修が中心になりましたが、令和7年の現在までに合計329名の社員研修を実施しました。今後もこのような活動を積み重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 どうも答弁ありがとうございました。

私が先ほど金子直吉をたたえる会の話をちょっと例え話にも出しましたが、最初の150年の記念するイベントのときは約200人の方が、非常に町外の方もたくさん来てくれました。今思うに、交流人口を増やすいろんな催しにしても、継続してやっていくということが非常に大事なと。こういうことを一時的にやって、それで盛り上がって終わりでは話にならないので、例えばマラソンのあれもありましたけども、そういった交流人口を増やす企画というのは継続してやるように、これは私の感想でございますけども、よろしくお願いします。答弁はなくてもいいです。

以上です。

○議長 以上で、藤崎源彦君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午後 2時06分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の予定は終了しました。これにて散会といたします。

明日2日目最終日、10時から議案の審議等を行います。よろしくお願いをいたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後 2時06分 散会